

広報誌

西尾法人会

No.146

NISHIO CORPORATION ASSOCIATION



佐久島の風景「黒壁のある街並みと、猫」

公益社団法人西尾法人会 第7回 通常総会

◆日時：5月23日(木)午後 2:00 ～ (受付午後 1:30 ～)

◆会場：西尾コンベンションホール 大ホール

◆総会：午後2:00～

- ①平成30年度収支決算報告承認の件
- ②役員改選案承認の件
- ③平成30年度事業報告、2019年度事業計画、収支予算等各報告

総会記念講演会

講演会は
一般の方入場可
(無料)

◆講師：渋谷和宏 氏

経済ジャーナリスト・作家

◆演題：誰も語らない日本経済の行方～トランプ政権
のリスクと国内経済の可能性～

◆時間：午後 3:30 ～ 5:00



〈渋谷和宏氏 プロフィール〉

1959年12月横浜生まれ。1984年3月、法政大学経済学部卒業。1984年4月、日経BP社入社。日経ビジネス副編集長などを経て2002年4月『日経ビジネスアソシエ』を創刊、編集長に。2006年4月18日号では10万部を突破(ABC公査部数)。ビジネス局長(日経ビジネス発行人、日経ビジネスオンライン発行人)、日経BPnet(ビービーネット)総編集長などを務めた後、2014年3月末、日経BP社を退社、独立。大正大学表現学部客員教授。TVやラジオでコメンテーター、MCを務める。

【主な出演番組】日本テレビ『シューイチ』(レギュラーコメンテーター)、日本テレビ『バゲット』(コメンテーター)、BS-TBS『Together～だれにも言えないこと～』(コメンテーター) など多数

【主な著書】『文章は読むだけで上手くなる』(PHPビジネス新書)、『月曜の朝、ぼくたちは』(幻冬舎) など多数

青年部会・女性部会 第7回 通常総会

◆日時：5月17日(金)午後 2:30～ (受付午後2:00～)

◆会場：西尾商工会議所2階 青年部会 201・女性部会 小ホール

◆総会：午後2:30～ 各部会とも

- ①平成30年度収支決算報告承認の件
- ②役員改選案承認の件
- ③平成30年度事業報告、2019年度事業計画、収支予算等 各報告

総会記念講演会

講演会は
一般の方入場可
(無料)

◆講師：谷 厚志 氏

クレーム・コンサルタント

◆演題：お客様の怒りを笑顔に変える法則！
接客×笑 クレーム対応セミナー

◆時間：午後 3:30 ～ 5:00

〈谷厚志氏 プロフィール〉

関西を拠点にタレントとして活動。しかし、売れない時期を経験し芸能界を引退。サラリーマンに転身し、企業のお客様相談室に配属。2,000件のクレーム対応に接し、「クレーム客をお得意様に変える対話術」を確立。圧倒的な体験知と人を元気にするトークがクチコミで拡がり、年間200本の講演に登壇する。

著書：『超一流のクレーム対応』(日本実業出版社)

メディア出演：フジテレビ「ホンマでっか!?TV」企業クレーム評論家出演中!





平成30年度 租税教室 女性部会も講師として参加

西尾法人会青年部会・女性部会は平成30年度の租税教室の全日程を終えた。

今年度は市内6校へ出張授業を行い、これまでサポート役が中心だった女性部会メンバーがメインの講師役を担当するなど、新たな挑戦もあり、充実した活動内容となった。

1月24日に津平小学校で行われた租税教室では、女性部会の岩瀬副部会長が講師役、アシスト役を杉田部会長・村瀬副部会長が務めた。児童たちは真剣なまなざしで授業を受け、積極的に挙手したり発言したりと十分な手応えを感じる授業となった。

岩瀬副部会長は、「リハーサルを重ねて本番に臨みましたが、実際に子どもたちの前で授業をするというのは大変緊張しました。子どもたちが一生



懸命話を聞いてくれる様子が伝わってきたので、とても楽しく授業を終えることができました。次年度はもう少しうまくできるよう、工夫していきたいです」と次年度への意気込みを感じた。

平成30年度 実施一覧

実施日	学校名	講師
H30.12.19	矢田小学校	税務署担当、本多、大嶽
H31. 1.15	米津小学校	税務署担当、伊藤
H31. 1.22	一色東部小学校	柴崎、川口、渡辺
H31. 1.24	津平小学校	岩瀬、村瀬、杉田、武内
H31. 1.29	荻原小学校	牧、岩瀬
H31. 2. 6	西野町小学校	杉田

青字は青年部会、赤字は女性部会



第73回 東海法人会連合会大会

3月8日、岐阜グランドホテルにて第73回東海法人会連合会大会が開催され、東海4県下の法人会から約700名が出席し、来賓に名古屋国税局長、課税第二部長、岐阜県総務部長、岐阜市長、岐阜税務署長をはじめ



め発表法人会所管の各税務署長などを迎え盛大に開催された。

発表法人会は、公益活動をメインテーマとし、小牧法人会「公益法人としての新たなあゆみ」、東三河法人会「めざます 社会貢献活動を通じた組織の充実」、尾鷲法人会「地域に根差した社会貢献と会員維持活動」と、それぞれ特色あるサブテーマでテーマ決定の経緯からその実施、結果など約30分の持ち時間のなかで内容の濃い発表があった。



第36回大規模法人経営者 国税局長講演会

愛知県連主催の名古屋国税局長による講演会が2月22日、ホテルナゴヤキャッスルで開催され、「我が国の財政と税務行政の展望」と題して講演があった。

「最近の財政状況」では平成31年度予算(政府案)に触れ、少子高齢化への進行、財政赤字拡大の現状説明のあと、税収の推移、諸外国の税制を見つづけて2021年度から歳出改革を行う財政健全化目標を持つとした。

「税務行政の現状と今後」では国税庁の定員は毎年減少しているが、納税者の理解と信頼を得て適正な申告・納税を確保するため、目指す将来像を明らかにし納税者の利便性の向上、課税・徴収の効率化を図り、重点課題(大口悪質、国際化等)への的確な取り組みをしていくと締めくくった。



西尾信用金庫・西尾商工会議所・西尾法人会合同 新春経済講演会

1月18日、新春経済講演会が西尾コンベンションホールで開催され、エコノミストで中京大学経済学部客員教授の内田俊宏氏が「今年の経済展望～国内景気は4月と10月がターニングポイント～」と題して講演した。

内田氏は「4月と10月が大きなターニングポイントになる。春から実態経済は大きく上がり、10月の消費税増税まで続く。10月に駆け込み需要の反動は出るものの、2020年の東京オリンピックまではそのまま緩やかな景気回復が続くと見ている」と予測した。

73ヶ月続いた「いざなぎ景気」を超えて戦後最長の景気拡張期であることを説明し、日本経済の好況の加速シナリオとして3月の日銀追加緩和や携帯料金値下げ、5月の新元号特需、増税、オリンピックなどをあげ「新元号特需は今年の景気の支援イベントとなるのでは」と説明した。



吉良・幡豆支部 新春合同講演会

吉良、幡豆支部合同の新春講演会が、みかわ温泉海遊亭で西尾労働基準協会吉良分会・幡豆分会、西尾みなみ商工会との共催で開催された。

講師に白石健吾氏(㈱トレジャーエージェンシー代表)を迎え、「助成金 締め切られる前に申請を」を演題に、助成金、補助金の種類や申請時期・方法等、中小企業向けの対策について具体的な解説があった。

助成金や補助金には「働き方改革」を巡る雇用に関するものなど多岐にわたっており、自社にあった助成金等をよく知ったうえで申請することが大切であると熱意をもった講話内容であった。参加者は「わが社の場合は…」と思いを巡らせながら熱心に聞き入っていた。



女性部会 研修会

青年部会・女性部会 税務研修会

2月20日、西尾法人会女性部会は税務研修会を行い、西尾税務署法人課税第一部門の高橋寛明統括官が消費税の軽減税率制度と国際課税について講演した。

消費税の軽減税率制度についてはすでに何度か研修を受けていることも

あり、要点のみかいつまんで説明があり、軽減税率適用のポイントとして「基本的には役務の提供といったサービスの要素が入ってくると10%になる」と解説があった。

国際課税については、どこの国にも税金を納めない多国籍企業の実態や、話題となったパナマ文書についての解説があった。高橋統括官がタイ駐在時に経験した外国ならではのエピソードなどについても話があり、なごやかな研修会となった。

3月26日には青年部会でも同様の内容で研修会が行われ、それぞれ知識を深める機会となった。



青年部会 研修会



女性部会視察研修 名古屋城商業施設を訪問

1月22日、女性部会は視察研修会を行い、名古屋城商業施設等を訪問した。

はじめに大須観音にて1年の無病息災と家内安全、事業繁栄などをお参りしたあと、名古屋城へ。2018年6月に本丸御殿が完成し、ますます賑わいをみせる名古屋城では、周辺の商業施設も充実をみせている。「伝統・正統の義直ゾーン」と「新風・革新の宗春ゾーン」の2つに分かれた「金シャチ横丁」の施設づくりを見学し、尾張徳川家の歴史に触れながら会員同士の親交を深めた。



女性部趣味講座 フラワーアレンジメントに挑戦

3月19日、女性部会趣味講座としてフラワーアレンジメント教室が開催された。稲垣翠美さんを講師に迎え、華やかな洋風のフラワーアレンジメントづくりに挑戦した。

色や形など全体のバランスを見ながら作り上げていくのが難しかったが、一人ずつ先生に丁寧に作品を見てもらいながらそれぞれが華やかなフラワーアレンジを完成させることができた。

インボイス制度の導入

1. インボイス制度とは

令和5(2023)年10月1日からは、インボイス制度(「適格請求書等保存方式」)が導入されます。インボイス(「適格請求書」)とは、消費税法の規定に従って正式に発行された請求書や領収書等のことをいいます。

2. インボイスは登録事業者しか発行できない

インボイス制度で、インボイスを発行できるのはインボイス発行事業者(「適格請求書発行事業者」)として登録した事業者に限られ、税務署長に申請することが必要です。登録をすると、氏名や名称、登録番号などがインターネットで公表されます。

3. インボイス発行事業者の登録は課税事業者しかできない

消費税を納める義務がある事業者を、課税事業者といいます。これに対して、基準期間の課税売上高が1,000万円以下の小規模な事業者は、消費税を納める義務が免除されており、免税事業者といいます。

インボイス発行事業者の登録は、消費税の課税事業者だけに認められており、免税事業者は、インボイス発行事業者として登録することができません。

免税事業者がインボイスを発行するためには、消費税の課税事業者になる旨の届出書を提出してから、インボイス発行事業者の登録を受けなければなりません。

4. インボイス発行事業者の義務

- ① インボイス発行事業者は、取引先から求められたときは、インボイスを交付する義務があります。なお、相手方の承諾を得た場合には、電子データで交付することもできます。
- ② 交付したインボイスの写しや電子データを保存する義務があります。
- ③ 記載事項に誤りがあった場合には、修正して再発行する義務があります。
- ④ インボイス発行事業者でない者は、にせもののインボイスを作成してはいけませんし、インボイス発行事業者は、偽りの記載をしたインボイスを交付してはいけません。

5. 取引先がインボイスを発行できないと納税額が多くなる

(1) 消費税の基本的な仕組み

消費税の原則的な計算方法は、売上に係る消費税から、仕入れや経費に係る消費税をマイナスして、残額を納めるというものです。

売上に係る消費税額 - 仕入れや経費に係る消費税額 = 差し引いた残額を納付

↑これを仕入税額控除という

【ココがマイナスできないと納税額が増える】

(2) インボイスでないと仕入税額控除ができなくなる

インボイス制度に移行した後に、仕入れや経費について仕入税額控除を受けるためには、インボイスの保存が必要になります。そのため、インボイス発行事業者以外からの仕入れや経費は、仕入税額控除の対象にはなりません。つまり、インボイスの導入後は、免税事業者などインボイス発行事業者ではない者と取引をすると、控除(マイナス)できるものが減るわけですから、消費税の納税額が多くなってしまいます。

6. インボイスの記載事項

適格請求書の記載事項

インボイスには、それまでの区分記載請求書等保存方式の記載事項に加え、次の3項目を記載するように定められています。

■適格請求書の記載事項

【区分記載請求書等保存方式の記載事項】

- ① 請求書の作成者の名前
- ② 取引の年月日
- ③ 取引の内容
- ④ 取引金額
- ⑤ 相手方の名前
- ⑥ 軽減税率8%の売上である場合はその旨
- ⑦ 税率ごとの取引金額
- + ⑧ インボイス事業者登録番号
- + ⑨ 適用税率
- + ⑩ 消費税額等

請求書

△△商事(株) ①
No.000XX ⑧
令和XX年11月30日

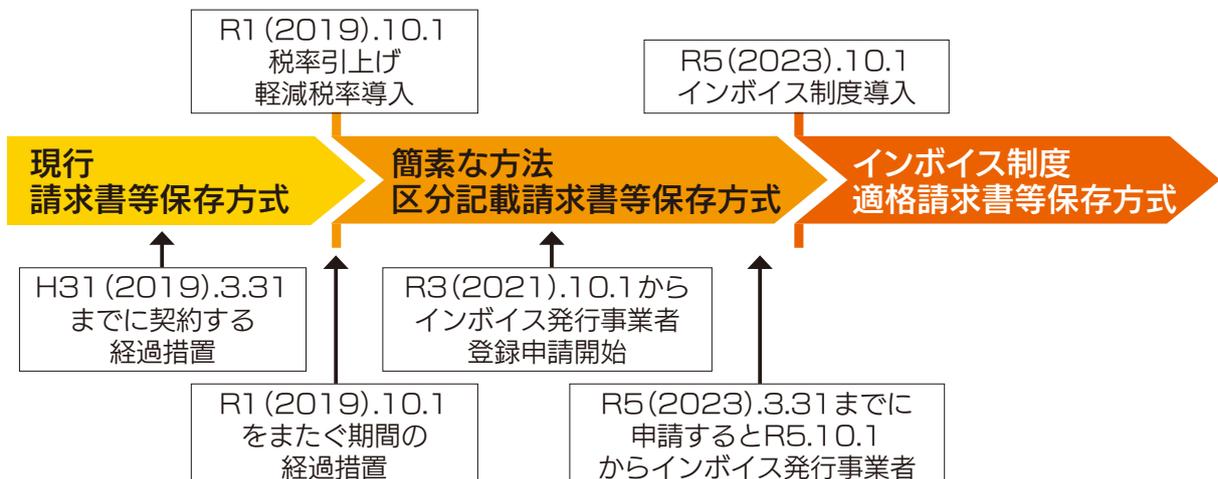
⑤ (株)〇〇御中
11月分 131,200円(税込)

日付	品名	金額
11/1	魚※	5,000円
11/1	牛肉※	10,000円
11/2	キッチンペーパー	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	120,000円 消費税	11,200円
⑨ 10%対象 80,000円 消費税		8,000円
8%対象 40,000円 消費税		3,200円

⑩ ※軽減税率対象 ⑥
適用税率 ⑨ 消費税額どちらも記載 ⑦

適格請求書には法律で定められた事項の記載が必要!

7. 対応スケジュールを確認!



1. 今からできること

売上に軽減税率対応のものがいないか洗い出し、従業員教育をします。
令和元年（2019年）9月30日までにレジの改修をしましょう。

2. 半年前までに契約する経過措置

平成31（2019）年3月31日までに契約すると適用になる経過措置があります。

3. 令和元（2019）年10月1日の軽減税率導入時

この日から簡素な方法（区分請求書等保存方式）が適用になり、この日をまたぐ取引に対する経過措置があります。

4. インボイス制度（適格請求書等保存方式）に対して

令和3（2021）年10月1日から、インボイス発行事業者の登録が始まります。

令和5（2023）年3月31日までに登録申請すると、同年10月1日にインボイス制度が導入されると同時に、インボイス発行事業者になれます。

8. 日々の業務はどう変わる？

1. 税率引上げ・軽減税率の導入の影響

軽減税率が導入されると、消費税の税率は複数税率になるため、売上や仕入れといった取引を行う都度、あるいは値引きや返品があった場合には、どの税率が適用になるかを常に念頭において業務を行う必要があります。

2. 簡素な方法が認められる4年間

軽減税率の導入によって、税率ごとに区分経理する必要が生じますが、令和元（2019）年10月1日の税率引上げ・軽減税率の導入から4年間は、簡素な方法（区分記載請求書等保存方式）で行うことが認められます。

この間は、区分経理に対応できない事業者がいることが考えられるので、記載事項が不備な請求書等を受領した場合には、追記することが認められます。

そうすると、この4年間は、請求書等を受け取るたびに、税率ごとに区分経理がなされているかを確認し、区分経理ができていない場合は追記することになります。



消費税軽減税率制度等説明会のご案内

令和元年（2019年）10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率制度や軽減税率対策補助金制度の理解を深めていただくために、消費税軽減税率制度等説明会を開催します。

どなたでもご参加いただけますので、是非ご出席ください。

開催日時

日にち	時間	日にち	時間
2019年5月8日(水)	14:00~14:30	6月25日(火)	14:00~14:30
5月15日(水)			
5月22日(水)			
5月29日(水)			
6月 5日(水)			
6月14日(金)			
6月19日(水)			
		7月 2日(火)	
		7月 9日(火)	
		8月 8日(木)	
		8月22日(木)	
		9月 5日(木)	
		9月19日(木)	

ところ：西尾税務署 1階会議室（西尾市熊味町南十五夜41-1）

- 上記の説明会は、同様の説明内容のため、いずれの日時にご出席いただいても結構です。
- 会場の収容人員の都合により、ご出席いただけない場合もございます。
- 説明会終了後、簡単なアンケートを実施しますので、筆記用具をご持参ください。
- 駐車場の施設が限られていますので、車でのご来場はご遠慮ください。

説明内容

- ・軽減税率制度の概要
- ・軽減税率対象補助金制度（事業者支援措置）の概要

お問合せ先

名古屋国税局 消費税課 軽減税率制度係 TEL052-951-3511（内線5235）

西尾税務署 個人課税部門 又は 法人課税部門 TEL0563-57-3111（内線221・271）

※ 税務署の担当者にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。

税務職員を装った不審な電話にご注意ください!

マイナンバー制度アンケート・年金受給調査と称する不審な電話が増えています!

国税局や税務職員を名乗る者から電話があり、マイナンバー制度アンケートや年金受給調査と称して、年齢や家族構成、年金の受給状況、預金残高や口座情報などについて聞き出そうとする事例が発生しています。

このような電話は、詐欺事件につながる可能性がありますので、ご注意ください。

※税務職員が納税者の皆様に電話でお問い合わせする場合は、提出していただいた申告書等を基にその内容をご本人に確認することを原則としております。

ご不審な点があるときは、即答を避け、最寄りの税務署または警察署にお問い合わせください。

詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

県税からのお知らせ 自動車税の納税をお忘れなく

5月31日(金)は、自動車税の納期限です。

4月1日現在で自動車をお持ちの方に対し、5月7日(火)に県税事務所から納税通知書をお送りしますので、お近くの県税事務所、金融機関、コンビニエンスストア等で自動車税を納めてください(納付場所は、納税通知書の裏面を御確認ください)。

また、パソコンやスマートフォンなどを利用して、インターネットバンキング、クレジットカード(決済手数料がかかります)やPayBでも納付していただけます。

なお、名義変更・廃車などの手続を他の人に依頼した自動車について、納税通知書が届いた場合は、それらの手続が3月末日までに行われていないことが考えられますので、依頼先に御確認ください。

また、転居などにより納税通知書が届かないときは、管轄の県税事務所に御連絡ください。

問合せ先 西三河県税事務所自動車税グループ 電話(0564)27-2712

▽ホームページのQRコード



(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/0000051633.html>)

法人県民税・法人事業税・地方法人特別税 電子申請・届出はeLTAXで!

なお、愛知県でご利用いただける手続は次のとおりです。

電子申告・電子納税	電子申請・届出
<ul style="list-style-type: none">○予定申告○修正申告○清算確定申告○中間申告○清算事業年度予納申告○均等割申告○確定申告	<ul style="list-style-type: none">○法人設立・設置届出書○異動届○申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認申請書

eLTAXの操作上のお問合せは、eLTAXヘルプデスク

(電話 0570-081459)までお願いします。

※IP電話やPHSなどをご利用の場合 03-5500-7010(通常通話料金)

※受付時間 9:00~17:00(土、日、祝、年末・年始除く)

eLTAX ホームページ <http://www.eltax.jp/>

<お問い合わせ先>

愛知県西三河県税事務所
課税第一課

☎0564-27-2713(ダイヤルイン)

1 軽減税率対応レジの導入・改修の支援

ポイント

チェックしよう!

- 今使っているレジが複数税率に対応しているかレジメーカー等に確認する。
- 2019年9月30日までに導入・改修、支払いを完了し、2019年12月16日までに補助金を申請する。

<軽減税率対応レジの導入等支援>

対象者：軽減税率に対応して区分経理等を行う必要がある中小の小売事業者等（※）
※旅館・ホテル・料亭等も広く対象になります。（平成31年1月1日から適用）

補助率：原則 3/4（※①、②）
※① 3万円未満のレジ購入の場合 4/5 補助
※②平成31年1月1日から適用

補助上限：1台あたり20万円（※③）、券売機40万円（※④）
※③商品マスタの設定等が必要な場合にはプラス20万円で上限40万円
※④平成31年2月から券売機を補助対象化

完了期限：2019年9月30日まで

2 受発注・請求書管理システムの改修等の支援

ポイント

チェックしよう!

- システムの改修・入替の必要性についてシステムベンダー等に確認する。
- 補助金の交付申請は原則代理申請となる。

<受発注システムの改修等支援>

対象者：軽減税率制度の導入に伴い電子的に受発注を行うシステムの改修や請求書管理システムの導入等を行う必要がある中小の小売事業者、卸売事業者等

補助率：3/4（※平成31年1月1日から適用）

補助上限：1000万円（発注システム）、150万円（受注システム）
150万円（※請求書管理システム）
※平成31年2月から請求書管理システムを補助対象化

完了期限：2019年9月30日まで

※システム会社に改修を依頼する場合は、2019年6月28日までに事前申請が必要

平成30年度 新規入会会員

西尾法人会に新しく29 事業所が加わりました。ともにより良い法人会づくりをめざしましょう。よろしくお祈いします。

支部	入会者名	代表者	部会・会員区分	入会者名	代表者又は会員名
東	(株)ビオンスタッフ	木村 秋次郎	特別会員	ビューティーサロン磯貝	磯貝 小百合
中	西尾通信建設(株)	笠原 政義		調子モータース	調子 真夫
	(株)ワンダーサービス	高宮城 浩之		杉浦 哲二	
南	ゼスティノタイヤジャパン(株)	關 邦由		安井聡彦税理士事務所	安井 聡彦
	ライブレックス(株)	平野 利幸		水野芳和税理士事務所	水野 芳和
西1	イヌタカ設備(株)	犬塚 貴之		新鮮料理の宿 たか島	糟谷 克則
西2	(株)一弥	川島 大輔		喜多見左官	喜多見 貴之
	(株)松尾工務店	松尾 一哉			
吉良	(株)やまひろ運輸	小山 晃一		新鮮料理の宿 たか島	糟谷 克則
	(株)かまだ	鎌田 きみよ		JA西三河(平坂支店)	杉本 和孝
幡豆	三和工業(株)	尾崎 光明	エスケイライン(株)	杉山 マナミ	
	(株)ルシエル	吉見 勝裕	羽塚運輸(株)	杉浦 峰雄	
	(有)吉田鋼業	吉田 一治	(株)CARTS	金本 健史	
	(医)滋光会	黒部 直樹	(株)山吉	岡田 洋平	
			(有)いずみ園	石川 直芳	
			女性部会	西尾市管工事業(株)	都築 紀代美



インターネットセミナー ぜひご利用ください!

無料

西尾法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます。

<http://www.nishiohojinkai.or.jp/>

西尾法人会 で検索いただけます

ID 会員ID: hj1831
パスワード パスワード: 3515

会員の方は300タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

ここをクリックするとインターネットセミナー専用サイトへ移動します



国税電子申告・納税システム

e-Tax

国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です!



e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単なクリック操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出等の届出が必要です。
※届出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税の申告をするとこんなメリットが!

最高5,000円の税額控除
添付書類の提出省略
還付金がスピーディ

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。


法人会
イータックス
検索

企業の皆様

法人会 自主点検チェックシートを 活用していますか？

自主点検チェックシートを活用した場合には、「法人事業概況説明書」に
(法人会 自主点検チェックシート)と記入することができます。

1.平成30年4月1日以後終了事業年度分より「法人事業概況説明書」の様式が改訂され、〈表面〉に8.(5)「社内監査」欄が新たに設けられました。

法人事業概況説明書 (FB1006)

8 (5) 社内監査

実施の有無 有 無

(法人会 自主点検チェックシート)

「社内監査」欄には、各種チェックシート等を活用した社内監査実施の有無を記入します。

「法人会 自主点検チェックシート」を活用し、社内点検を実施した場合には、下記のように記入してください。

(5) 社内監査

実施の有無 有 無

(法人会 自主点検チェックシート)

法人会 自主点検チェックシート(国税庁後援)は、企業自らが自主的に点検することにより、税務コンプライアンスの向上や、自社の成長、ひいては税務リスクの軽減に役立つものです。
まだ自主点検チェックシートに取り組みされていない経営者の皆様も、是非一度お試しください。

2.また、「法人事業概況説明書」〈裏面〉17.「加入組合等の状況」の欄には、法人会の会員である旨および法人会での役職名を記入することができます。

17 加入組合等の状況

(役職名)

(役職名)

営業時間 開店時 閉店時
定休日 毎週(毎月) 曜日(日)

(記入例)

17 加入組合等の状況

西尾法人会会員
(役職名) (法人会役職名をご記入ください)

(役職名) 法人会の会員であることを
ご記入ください。

営業時 時

定休日 毎週(毎月) 曜日(日)

※上記「1」「2」ともe-taxを利用した場合でも入力することができます。

自主点検チェックシートは、法人会ホームページ「自主点検チェックシート」のコーナーからダウンロードできます。また、同コーナーでは、使い方などをわかりやすく解説した「法人会 自主点検チェックシートのススメ」を配信していますので、是非ご活用ください。



法人会事務局からのお願い



下記事項に変更等ございましたら、下の変更届にて西尾法人会事務局までにご提出下さいますようお願い申し上げます。

- 法人所在地の移転・変更
- 代表者の変更
- 決算期の変更
- 資本金・出資金等の変更
- 事業種目の変更
- 法人の組織変更・合併・解散・清算終了等
- 電話番号・FAX 番号の変更

変 更 届

年 月 日

公益社団法人 西尾法人会 宛

変更前の内容 (旧)		※変更内容にかかわらず、既にお届出の内容でご記入ください。			
旧	お届住所 又は所在地	〒	—	TEL	— — FAX — —
	フリガナ				
	お届法人名	※代表者役職名・代表者名もご記入ください。			
	資本金	万円	事業種目	決算期	月期

ご提出いただいた個人情報、研修会・諸会議等の開催通知、機関誌等の送付並びに福利厚生制度のご案内など
本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。

下記事項に変更がありましたので連絡いたします。

変更事項 (○で囲む)			
1	2	3	4
住所又は所在地	法人名	代表者	決算期
5	6	7	8
資本金	事業種目	組 織	その他 (電話番号等)

変更後の内容 (新)		※変更後の内容ですべての項目をご記入ください。			
新	住所又は 所在地	〒	—	TEL	— — FAX — —
	フリガナ				
	法人名	※代表者役職名・代表者名もご記入ください。			
	資本金	万円	事業種目	決算期	月期

変更後の内容をご記入のうえ、西尾法人会事務局までご連絡願います。

公益社団法人 西尾法人会事務局 西尾市永楽町3-45 西尾信用金庫中央支店201

TEL(0563)54-3515 FAX(0563)54-3590

なお、会費の口座振替の引き落とし口座の変更は別途ご連絡ください。

2019年度会費 口座引き落としのお知らせ

2019年度会費 7月16日(火)に口座振替

当会では、2019年度分会費を
**7月16日(火)に指定金融機関の口座
から自動振替させていただきます。**

また、振込納入の方についてもご理解・ご協力をお願いします。なお、会費振替の願いはこの広報誌および当会ホームページに掲載し、ご案内にかえさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

〈年会費〉

資本金	年額
100万円未満の法人	3,000円
100万円以上の法人	4,500円
200万円 //	6,000円
500万円 //	8,000円
1,000万円 //	11,000円
3,000万円 //	16,000円
5,000万円 //	20,000円
1億円 //	30,000円
3億円 //	50,000円
特別会員	3,000円

行事スケジュール Schedule

愛知県法人会連合会事業 (西尾法人会関係分)

とき	内容	ところ
6月 11日(火)	第7回通常総会・ 第23回理事会	名鉄ニューグランドホテル
6月 20日(木)	東海青連協 定時総会・情報交換会	キャッスルプラザ
6月 28日(金)	青連協 第15回親睦 ゴルフコンペ	平尾カントリークラブ
7月 17日(水)	<県連>広報委員会	大同ビル2F・ 舞鶴館
7月 22日(月)	<県連>事業委員会	大同ビル2F・ 舞鶴館
7月 23日(火)	<県連>厚生委員会・ 厚生制度推進連絡協 議会	大同ビル2F・ 舞鶴館
7月 30日(火)	<県連>税制委員会	大同ビル2F・ 舞鶴館
7月 31日(水)	<県連>総務委員会	大同ビル2F・ 舞鶴館

佐久島アートピクニック vol.12

佐久島の風景「黒壁のある街並みと、猫」

(表紙写真)

西の渡船場にある「弁天サロン」の東側を中心に黒壁の家が並んでいる。潮風から家屋を守るための島固有の景観は、「三河湾の黒真珠」と呼ばれ、毎年ボランティアを募って黒壁の修復活動が続けられている。

佐久島は「ネコの島」としても注目されており、2019年2月に公開された映画「ねことじいちゃん」(岩合光昭監督)は佐久島を舞台に撮影されたものである。

広報誌 西尾法人会

No.146 平成31年4月発行

発行所 公益社団法人西尾法人会

〒445-0854 西尾市永楽町3丁目45番地

西尾信用金庫 中央支店内2F

TEL0563-54-3515

FAX0563-54-3590

http://www.nishiohojinkai.or.jp/

E-mail hojin240@crocus.ocn.ne.jp

編集発行人 広報委員会

委員長 安藤 寛一 (安藤木型㈱)

副委員長 村井 一仁 (西尾コンクリート工業㈱)

委員 加納 友行 (㈱加納鉄工所)

委員 鈴木 俊紀 (㈱鈴木電気商会)

委員 清水 輝寿 (阪部工業㈱)

委員 中村 章宏 (㈱中日総合サービス)

委員 加藤 徳藏 (㈱兼安)

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、万一の場合はもちろん、働けなくなった場合のリスクに備えるための各種制度商品をご用意しています。

さらに、2018年10月から総合型V Rタイプの保険期間5年を新発売いたしましたので従来の保険期間10年と比較し、必要な期間の保障をご加入いただきやすい保険料で確保いただけるようになりました。

新登場!
総合型V Rタイプ
保険期間5年

〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V Rタイプ：大同生命の無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）と
AIG損保のベーシック傷害保険

Tタイプ：大同生命の無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）

Jタイプ：大同生命の無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）

Mタイプ：大同生命の無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）

◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は2018年8月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

 **大同生命保険株式会社**

三河支社/愛知県岡崎市明大寺町字菩提円13-2
TEL 0564-51-7941

 **AIG 損害保険株式会社**

岡崎支店/愛知県岡崎市末広町4-15
TEL 0564-23-8211

F30-1025(平成30年8月15日)
B-180388